

特定事業所集中減算算定表作成上の注意

全般について

1 判定期間

前期 3月1日～8月末日

後期 9月1日～翌年2月末日

2 提出先（郵送可）

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市役所 高齢者支援課 賦課給付係

3 記入にあたっての注意

- ・介護予防サービス、総合事業のサービスの計画数は含めないでください。
- ・「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。
- ・「①当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。
- ・月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- ・「② ①のうち紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。
- ・紹介率最高法人の件数は、法人単位で集計してください。（事業所単位ではありません。）
- ・利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです。

例ア）二つの事業所を運営している甲法人の、事業所A及び事業所Bに利用者1名を計画している場合、甲法人の居宅サービス計画数は1件です。（別紙 例ア）

例イ）事業所を運営している甲法人の、事業所Aと事業所Bにそれぞれ利用者を1名ずつ計画している場合、利用者が2名なので甲法人の居宅サービス計画数は2件です。（別紙 例イ）

例ウ）別法人が運営する二つの事業所に利用者1名を計画している場合、甲法人と乙法人の居宅サービス計画数はそれぞれ1件です。（別紙 例ウ）

例エ）利用者1名が、甲法人の運営する事業所A、乙法人の運営する事業所Cに計画され、別の利用者1名が事業所Cに計画されている場合、甲法人の居

宅サービス計画数は1件、乙法人は2件です。（別紙 例エ）

- ・「居宅サービス計画の総数」 $\geq$ 「各サービスを位置付けた計画数」 $\geq$ 「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

4 通所介護・地域密着型通所介護について

通所介護及び地域密着型通所介護については、それぞれ個別に計算する方法、または、双方を合算して計算する方法のいずれかで計算してください。

5 再計算について

「判断基準」5（2）に該当するなど、割合について再計算が必要な場合には、表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。

6 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりませんが、判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については、判定の対象となります。

正当な理由について

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」という。）に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

（記載例：5（2）ア①など）

なお、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。

指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意ください。

「判断基準」 1

「判断基準」1について（算定表の他に、下記の書類を提出してください。）

- ・「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの

これにより、通常の事業実施地域において、5事業所未満（4事業所以下）であることを示してください。

「判断基準」 2

「判断基準」 2について

特に添付資料はありません。ただし、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付算定に係る体制等状況一覧表にて、当該加算を取得している必要があり、実地指導等において市への届出状況を確認する場合があります。

「判断基準」 3

「判断基準」 3について

特に添付資料はありません。ただし、実地指導等において提示を求める場合がありますので、件数の根拠等については事業所において整理しておいてください。

「判断基準」 4

「判断基準」 4について

特に添付資料はありません。ただし、実地指導等において提示を求める場合がありますので、件数の根拠等については事業所において整理しておいてください。

「判断基準」 5

「判断基準」 5（1）①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください。）

- ・ I S O認証を証明する文書の写し

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。）

「判断基準」 5（1）②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください。）

- ・ 福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内のものに限る。）の写し

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

「判断基準」 5（1）③について（算定表の他に、下記の書類を提出してください。）

- ・ 事業所評価加算を算定していることがわかる書類（通知書等）の写し
- ・ 介護予防通所リハビリテーション又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し

「判断基準」 5（2）ア①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください。）

- ・ 算定から除外する件数の集計表（別添1－1）
- ・ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）

「判断基準」 5 (2) ア②について (算定表の他に、下記の書類を提出してください。)

- ・ 夜間、早朝又は休日のサービスを対象とした居宅サービス計画を算定から除外する件数の集計表 (別添 1 - 1)
- ・ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添 2)

「判断基準」 5 (2) ア③について (算定表の他に、下記の書類を提出してください。)

- ・ 要介護度 4 以上かつ認知症 (日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM) である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表 (別添 1 - 1)
- ・ 要介護度 4 以上かつ認知症 (日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM) である者を対象とした計画を除いた再計算書 (別添 2)

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度 4 以上かつ認知症 (日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM) である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」 5 (2) イについて (算定表の他に、下記の書類を提出してください。)

- ・ 時間延長又は休日のサービスを対象とした計画を算定から除外する件数の集計表 (別添 1 - 1)
- ・ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添 2)

「判断基準」 5 (2) ウ①について (算定表の他に、下記の書類を提出してください。)

- ・ 当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが当該サービスを選択した理由として記載された理由書 (別添 3)

※ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要です。)

- ・ 上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等に係る概要書」 (別添 4)
- ・ 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表 (別添 1 - 2)
- ・ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添 2)

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」 5 (2) ウ②について (算定表の他に、下記の書類を提出してください。)

- ・ 支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書 (別添 5) …ただし、平成 12 年 3 月 31 日以前からの利用者については、上記に代わるのものとして当時のケアプランの写し
- ・ 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表 (別添 1 - 2)
- ・ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添 2)

※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。